

がん患者の方へ

【令和6年4月から開始】

若年がん患者の 在宅療養費を支援します

八幡市では令和6年4月から若年のがん患者の方が、最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援する事業を開始します。

対象者

次のすべてに該当する人

○登録申請時およびサービス利用時において、18歳以上40歳未満の八幡市に住民登録がある人

○がんと診断され、終末期※を在宅で療養するため、生活の支援や介護が必要な人
※医師が一般に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがないと判断した状態

○他の法令等に基づく助成等を受けていない人

補助対象

①在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護など）の利用料

②福祉用具の貸与※1（特殊寝台、車いすなど）にかかる費用

③福祉用具購入※2（簡易浴槽、腰掛便座など）にかかる費用

※医療保険や小児慢性特定疾病医療費の適用を受けているなど、他の制度において本事業と同等の支援を受けているものは除きます。

※利用または購入して1年以内のもの（令和6年4月1日以降のものに限る）

※1貸与対象の福祉用具

- ・特殊寝台（付属品含む）
 - ・車いす（付属品含む）
 - ・床ずれ防止用具
 - ・自動排泄処理装置
 - ・工事を伴わない手すり、スロープ
 - ・歩行器
 - ・歩行補助つえ
 - ・体位変換器
 - ・移動用リフト
- etc.

※2購入対象の福祉用具

- ・簡易浴槽
 - ・腰掛便座
 - ・自動排泄処理装置の交換部品
 - ・移動用リフトのつり具部分
 - ・入浴補助用具
- etc.

補助金額

①②の利用料の合計額（上限8万円/月）に対し、9割の金額を補助

③の購入費用（上限10万円/1人様1回限り）に対し、9割の金額を補助

※補助対象費用の1割および上限額を超えた利用分は**本人負担**となります。

※補助金額については千円未満の端数は切り捨てとなります。

※サービス利用料等に対する事業者等からの請求については、全額ご自身でお支払いください。その後、市へ申請いただくことで、上限の範囲内で補助します。

利用の流れ、手続きの詳細については裏面へ

問合せ先

八幡市役所 健康推進課（2F 27番窓口）

〒614-8501 八幡市八幡園内75 TEL:075-983-1117



利用の流れ

①登録申請（補助金請求前）

補助金の交付を希望する人は登録申請書と主治医の意見書を八幡市健康推進課へ提出してください。

提出書類

八幡市若年がん患者在宅療養支援補助金登録申請書
八幡市若年がん患者在宅療養支援補助金に係る意見書
（意見書作成にかかる費用は本人負担となります）
本人確認書類

②登録決定通知書の送付

申請内容を審査し、八幡市から決定通知を郵送します。

③サービスの利用／福祉用具の購入

登録者はサービス提供事業所等と契約し、必要に応じたサービスを利用してください。登録申請日以前に利用したサービスについても補助対象です。
（令和6年4月1日以降のものに限る）

④サービス利用料の支払い／福祉用具購入費用の支払い

サービス提供事業所から請求された金額の全額をご自身で支払います。その際、領収書とサービスの内容・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

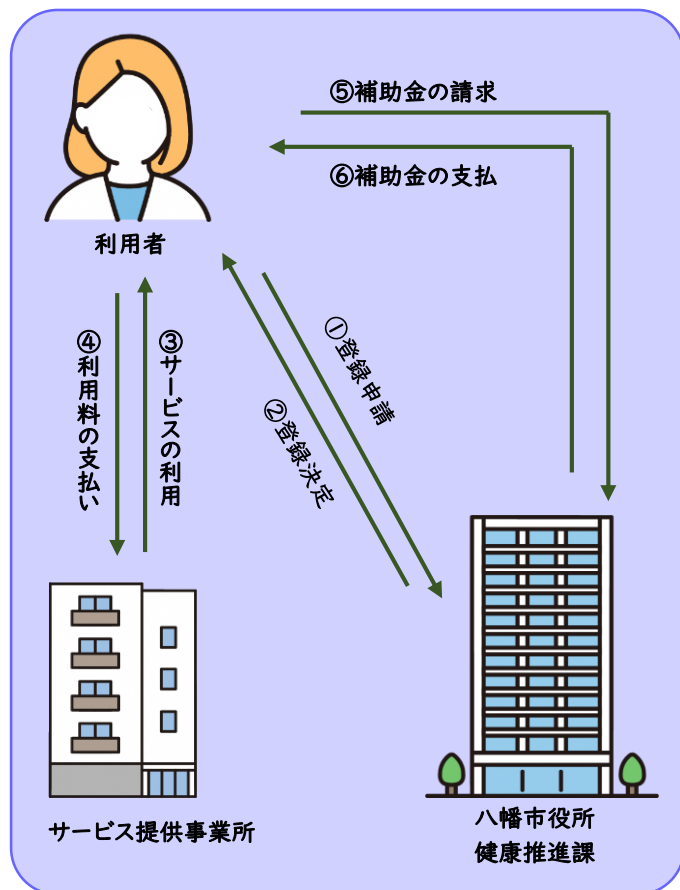
⑤補助金の請求（1か月単位で請求（数か月まとめて請求可））

交付申請書兼請求書に領収書や詳細がわかる書類を添えて八幡市役所健康推進課へ提出してください。

提出書類： 八幡市若年がん患者在宅療養支援補助金交付申請書兼請求書
サービス提供事業所等が発行する領収書の原本
利用状況等が確認できる書類（利用回数や金額などの明細がわかるもの）

⑥補助金の支払い

八幡市が請求内容を審査し、交付決定通知を郵送および指定口座に補助金を支払います。



Q&A

Q.代理申請は可能ですか？

A.可能です。ただし事業者による代理申請は出来ません。

Q.サービス等の一部に、他の制度等を利用している場合は対象になりますか？

A.医療保険や小児慢性特定疾病医療費の適用を受けているものは、対象外となります。
個人で加入している保険による給付を受けている場合は、全額補助対象となります。

Q.対象者が40歳を迎えた場合は、どのようにしたらいいですか？

A.誕生日の前々日までの利用は本事業の対象となります。以降は介護保険の対象となります。

申請に必要な書類は八幡市ホームページからダウンロード可能です。 www.city.yawata.kyoto.jp

